

## 田辺居場所運営委員会規約

### (名称)

第1条 本会は田辺居場所運営委員会と称する。

### (名称)

第2条 本会は事務所を田辺会館(東住吉区田辺 6-1-27)に置く。

### (目的)

第3条 本会は、田辺会館で地域の子ども達やお年寄り達に食事や憩い、遊び、勉強できる場を提供し、みんなが憩えて、交流できる場とする。それによってひきこもりや孤立がなくなるよう努める。

### (事業)

第4条 本会は平日、月曜日から金曜日、午前7時から8時まで登校前の子ども達に無料で朝食を提供する。そのあと8時から、お年寄りらに低料金で、喫茶のモーニングサービスやランチを提供する。今後地域の人々の要望に応じて活動内容を広げていく。

### (委員)

第5条 本会の目的に賛同するボランティアが委員を務める。

### (役員)

第6条 本会に以下の役員を置く。  
委員長1人、副委員長2人、会計1人、会計監査1人

### (役員の役割)

第7条 役員は事業計画を作成し、日々の活動を指導する。月一回役員会を開き、問題点の改善や課題を検討する。年度末に総会を開き、役員会が活動内容や会計の収支決算などを報告する。必要に応じ臨時役員会を開く。

### (活動資金)

第8条 田辺連合振興町会の資金(コミュニティ回収奨励金)、食事収入および寄付金を充てる。

### (規約の改定と役員の改選)

第9条 規約改定と役員の改選は総会で過半数の同意をもって行う。役員の任期は会計年度の1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (会計年度)

第10条 4月1日から翌年3月末とする。

附 則 運営委員会の発足と規約の施行は令和4年4月8日からとする。